

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会「天拝いこいの館」管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が設置する「天拝いこいの館」（以下「施設」という。）の管理運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

(名称及び所在地)

第2条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 天拝いこいの館
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市武蔵一丁目2番地20

(事業)

第3条 施設は、市民の福祉向上を図り各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 部屋の貸出しに関する事。
- (2) 各種相談に関する事。
- (3) 機能回復訓練に関する事。
- (4) 社会福祉に関する調査研究及び資料収集に関する事。
- (5) ボランティアの指導育成に関する事。
- (6) その他市民の福祉向上を図るために必要な事業に関する事。

(休館日)

第4条 施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月28日から1月3日まで
- (3) 前号の規定に関わらず、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

(使用時間)

第5条 施設の使用時間は、午前9時30分から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、変更することができる。

(使用申請)

第6条 施設を使用するものは、使用予定日の10日前までに使用許可申請書を提出し、会長の許可を受けなければならない。

2 施設を使用しようとするものは、使用予定日の3ヶ月前から予約をすることができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

(使用の制限)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を許可しない。

- (1) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (2) 建物及び付属設備を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他、使用させることが不適當と認めたとき。

2 会長は、使用を許可する場合において必要があると認めるときは、使用に際しての条件を付することができる。

(使用の中止又は取消し)

第8条 会長は、施設を使用するものが次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を中止し、又は取り消すことができる。

- (1) この規程に定めた事項に違反したとき。
- (2) 使用許可に付された条件に違反したとき。

2 施設使用の許可を受けたものは、その権利を譲渡し又は転貸してはならない。

3 施設を使用するものは、故意又は過失によって建物、付属設備等を毀損又は滅失したときは、会長の指示により原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料金及び納付方法)

第9条 使用料金は、別表第1のとおりとする。

2 使用料は、使用許可証の交付から5日以内に納付しなければならない。納付期限までに納付されなかった場合は、使用許可を取り消すものとする。

3 納付された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなったとき。
- (2) 使用者が、使用予定日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(使用料の減免)

第10条 会長は、公益上その他必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

2 減免団体は、別表第2のとおりとする。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、施設使用后、原状に復すること。
- (2) 許可なく、物品の販売、宣伝その他これらに類する営利行為を行わないこと。
- (3) 指定された場所以外で、喫煙、飲食、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可なく張り紙、くぎ打ち等をしないこと。

(5) その他社協の職員の指示に従うこと。

(補則)

第 1 2 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）
 部屋の使用料金表（案）

部屋区分	基本料金（1 時間）	面積及び利用定員
大研修室	8 0 0 円	36.85 m ² ・24 名
小研修室	4 0 0 円	21.53 m ² ・8 名

※冷暖房費は別途負担

別表第 2（第 10 条関係）

使用料減免団体一覧（全額）

	利用料減免団体	備考
1	各地区ふれあいいきいきサロン	高齢・障がい・子育て
2	コミュニティー工房どろっぷす	
3	工房なごみ	
4	手作り工房紫陽花	
5	ピア☆サポート	
6	音楽ランド	
7	NPO 法人筑紫野市「障害」児・者問題を考える会	
8	筑紫野市民生委員児童委員連合会	事務局
9	筑紫野市福祉ボランティア連絡協議会	ボランティア登録団体
10	山家地区社会福祉協議会	
11	筑紫野市子育てネットワーク	
12	ちくしの福祉村	
13	筑紫野市介護を考える家族の会	事務局
14	NPO 法人ちくしの子育ち応援団はっぴい	

使用料減免団体一覧（半額）

	利用料減免団体	備考
1	筑紫野市区長会	
2	筑紫野市遺族会	
3	筑紫野市防犯連合組合	
4	筑紫野市食生活改善推進会	
5	筑紫野市老人クラブ連合会	
6	筑紫野市身体障害者福祉協会	
7	筑紫野市保護司会	
8	筑紫野市子ども会連絡会	
9	筑紫野市青少年育成市民会議	
10	筑紫野市少年補導員会	
11	筑紫野市母子寡婦福祉会	
12	筑紫野市小地区公民館連絡会	
13	筑紫野市婦人会	

※社協が助成している団体